

原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税軽減措置に関する
財務大臣令 No.97/KMK.05/2000 の 2 回目の変更に関する
財務大臣令 No.95/KM/01/2004

インドネシア共和国財務大臣は、

- a. 国内の原動機付車両部品産業の成長を促進するために、部品製造用の原材料輸入に対し、財務大臣令 No.97/KMK.05/2000 に基づき関税軽減措置を供与していること
 - b. 国内の部品産業として、バイクのスポーク産業に対し同等待遇を供与するために、フリーカッティング鉄線の形態での原材料輸入に対する関税軽減措置を供与する必要があること
 - c. 上記 a と b を考慮した上で、原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税軽減措置に関する財務大臣令 No.97/KMK.05/2000 の 2 回目の変更に関する財務大臣令を定める必要があること、
- を考慮し、

1. 通関に関する法律 1995 年 10 号 (官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)
2. 大統領令 2001 年 228/M 号
3. 原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税軽減措置に関する財務大臣令 No.97/KMK.05/2000
4. 物品分類システムと輸入品に対する関税率決定に関する財務大臣令 No.96/KMK.01/2003 およびその最終変更である財務大臣令 No.247/KMK.01/2003

を鑑み、

2003 年 6 月 17 日付け商工大臣レター No.400/MPP/VI/2003
に留意し、

以下を決定した：

原動機付車両部品製造用の原材料輸入に対する関税軽減措置に関する
財務大臣令 No.97/KMK.05/2000 の 2 回目の変更に関する財務大臣令を定める。

第 I 条

1. 財務大臣令 No.97/KMK.05/2000 の添付は、83 番と 148 番に物品の種類を追加することで以下の通り変更となる：

No.	物品の説明	関税コード
1-82 83	エトセトラ スポーク線およびフリーカッティング鉄線	7217.10
84-147 148	エトセトラ フリーカッティングワイヤード	7213.20.100

2. 本財務大臣令発効以降、上記1項の変更/追加は、輸入申告（PIB）に輸入港の関税総局サービス事務所からの登録番号を取得している物品の輸入に対し完全に適用される。

第II条

本財務大臣令は定められた日から有効となる。

全ての人に知らしめるため、本財務大臣令をインドネシア共和国官報に記載する。

2004年3月11日
ジャカルタにて制定

財務大臣

ブディオノ